

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和五年九月一日

奈良県知事 山下 真

- 一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量及び数値地形図データ作成）
- 二 測量の地域 奈良市及び天理市
- 三 測量の期間 令和五年八月四日から同年十二月二十二日まで